

長岡市告示第186号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市プール条例（昭和63年長岡市条例第9号）第12条第1項の規定により長岡市希望が丘プールの管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年3月31日

長岡市長 磯田 達伸

1 供用期間及び開場時間

供用期間	開始日	7月の第1土曜日
	終了日	9月7日から9月13日までの期間に属する日曜日
開場時間	7月21日から8月20日まで	午前9時30分から午後6時30分まで
	上記の期間以外の供用期間	午前9時30分から午後5時まで

2 供用期間及び開場時間を定める期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで